

## 札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務委託仕様書

この仕様書は、札幌市における学校給食実施にあたっての課題や、今後の児童生徒数の見通しを踏まえ、持続可能な学校給食提供の在り方を見定めるための調査を公募型企画競争により実施するうえでの業務内容を示すものである。契約にあたっては、受託候補者と内容を協議、調整の上、仕様を決定する。

### 1 業務の名称

札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務

### 2 履行期間

委託契約締結日から令和7年3月28日（金）

### 3 背景と目的

本市では、小学校・中学校・特別支援学校等の約300校において完全給食を実施しており、1日あたり計14万食程度の給食を調理・提供している。

その調理・提供手法としては、自校分のみの給食調理を行う単独調理校が39校、自校分以外の給食も調理する調理校（以下、「親学校」という。）が129校、調理を行わず親学校により給食配送を受ける学校（以下、「子学校」という。）が130校となっている。（校数については令和5年度時点）

こうした中、今後、本市においても児童生徒数の減少による小規模校の増加や生産年齢人口の減少による給食提供の担い手不足が見込まれるほか、物価高騰等による運営費の増大、給食室の老朽化による施設・設備の改修など対応すべき多くの課題に直面している状況である。

そのため、今後も児童生徒の心身の健全な発達に資するための給食提供を続けていくにあたっては、上述の現状や将来的な見通しを踏まえながら、給食センターの導入など、安全安心で持続可能な給食提供の在り方を検討していく必要がある。

本業務委託は、上記の状況を踏まえ、本市の持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性を調査・検討することを目的とするものである。

### 4 委託業務内容

#### (1) 前提条件の整理

本市における今後の給食提供の在り方の検討にあたり、必要な前提条件の整理を行う。具体的には、本市学校給食における現状や課題等の整理を行う。

#### (2) 今後の給食提供等の手法に係る調査・検討

上記(1)のほか、学校給食における各種関連法令、本市の関連計画、本市における今後の児童生徒数の見通し、他の自治体における事例を踏まえ、給食提供や調理施設整備の今後の手

法について、現行の手法（親子給食・単独調理方式）のほか、本市では現在実施していない新たな手法（以下、「新たな手法」という。）も含めて調査・検討を行う。

なお、給食センターの導入に関する調査・検討は必ず行うこととし、次のアについて留意すること。

また、給食センターを含む新たな手法の調査・検討の際は、民間事業者への参入意向調査を実施することを前提に、次のイについて留意すること。

ア 給食センターの有効性や実現可能性の調査にあたっては、以下の点を整理すること。

(ア) 建設する場合の候補地及び提供可能エリア・対象校

(イ) 望ましい施設の規模（供給能力）及び施設数

(ウ) 整備費用（イニシャルコスト）、運営費等（ランニングコスト）の必要経費概算

(エ) 効果的な施設活用方法（日常的な学校給食の提供のほか、市民サービスや教育的観点等から効果があると見込まれる施設活用方法）

(オ) 整備及び運営の手法

イ 本市が民間事業者への参入意向調査を効果的に実施できるよう支援を行う。具体的には、専門的知見に基づいた助言やサウンディング内容の分析などの支援のほか、サウンディングへの同席など、調査の効果が最大限発揮できるような対応を行う。なお、当日の議事録作成等を依頼する場合があるので、本市の依頼に基づき、誠実に対応すること。

(3) 持続可能な給食提供の在り方に関する方向性の整理及び具体的な提案

上記(2)を踏まえ、本市における持続可能な給食提供の在り方に関して、基本的な考え方や方向性を整理したうえで、具体的な内容を提案すること。

(4) 事業スケジュール案の作成

上記(3)における提案内容を本市で実現する場合のスケジュール案の作成を行う。

(5) 会議における資料作成支援

本市が開催する「札幌市学校給食運営委員会（有識者や保護者代表、学校関係者等で構成）」で本件を取り扱う際に、会議資料の作成支援を行う。なお、当委員会の開催時期及び回数については、別途示すこととするが、令和6年度の後半に3回程度を見込んでいる。

(6) 基本方針の策定支援

本市が、持続可能な学校給食提供の在り方に関する基本方針を策定するにあたり、下記のとおり支援を行う。

ア 本仕様書の4(1)～(4)の内容について、業務報告書としてA4版の本書（ページ数の上限なし）及びA3版3～4枚程度の概要版資料に整理のうえ、令和7年3月3日（月）までに電子データを提出する。

イ 上記アの提出内容を基に、本市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する基本方針を策定する前提のもと、履行期間中に随時、本市と内容を協議するなど必要な支援を行う。

※ 業務報告書、業務報告書概要版は、最終的に、別途成果品として提出することとする。

(7) 打ち合わせ協議

本業務における打ち合わせ協議は、初回打ち合わせ、定例打ち合わせ（1回／月程度）、中間報告、成果品納入時とし、業務期間中、必要に応じて適宜実施するものとする。

なお、中間報告は令和6年10月頃を目途に実施するものとし、書面をもって報告内容を提示することとする。

5 成果品

本業務の成果を報告書としてまとめ、成果品として提出する。

（電子データを含む）

6 基礎情報

(1) 札幌市立小・中学校、特別支援学校、義務教育学校での給食提供の対象校数及び対象者数

区	対象校数	対象者数
中央区	24校	14,516人
北区	44校	22,366人
東区	41校	19,105人
白石区	28校	13,428人
厚別区	20校	8,144人
豊平区	31校	15,013人
清田区	22校	9,463人
南区	31校	9,521人
西区	32校	16,532人
手稲区	25校	11,492人
合計	298校	139,580人

※令和6年度の児童生徒及び教職員数の合計値を推計したもの（令和5年度時点での推計）

(2) 札幌市立小・中学校、特別支援学校、義務教育学校の学校名及び所在地等  
別紙のとおり

7 その他

本業務の履行にあたり、上記の他に必要となる情報については、落札事業者へ別途提示する。